新公審査答申（情）第４８号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ６ 日

新潟市長　　様

新潟市公文書公開等審査会
会 長　　菊 池　　弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和７年４月１７日付け、新財活第２０号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和６年１２月１９日付け新財企第４５２号の２により行った一部公開決定は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　行政文書の公開請求

令和６年１２月５日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、ふるさと新潟市応援寄附金返礼品配送等業務（以下「本件業務」という。）に係る過去の情報公開請求に対する決定に関連して、別表の請求１から９までの「請求の内容」欄に記載のこと（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の決定

令和６年１２月１９日、実施機関は、本件請求のうち、請求１については、別表の「公開文書」欄記載の文書を特定した上で公開とし、その他については、該当する文書が不存在であるとして非公開とし、併せて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

３　審査請求

令和７年３月１０日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　諮問

令和７年４月１７日、実施機関は、条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。また、審査請求人は別表の請求１に係る決定については、審査請求を行っていない。

単価明細、サイズ、重さ、県別等は行政側が保有しなくても何故いいのか。契約行為実施しながら文書が保有してない、不存在という。審査すべき。

第４　実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求のうち、公開請求すべき文書が特定できるものについては公開決定を行った。その他、請求内容が質問事項となっており、当該事項を示す文書がないものは、文書不存在として回答した。

また、審査請求人からの「単価明細、サイズ、重さ、県別等は行政側が保有しなくても何故いいのか」という主張について、これまでの情報公開請求による本市からの回答の中で「公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」という理由を付したうえで一部公開しているので、契約書は存在し、契約書に基づいた支払いを行っていることから、審査請求人の主張は誤解である。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

審査請求人は、本件審査請求の趣旨を明確にはしていないが、審査請求書において「単価明細、サイズ、重さ、県別等は行政側が保有しなくても何故いいのか。」「契約行為実施しながら文書が保有してない、不存在という。」と主張していることから、実施機関が本件請求文書の一部について不存在を理由に行った非公開決定の取消しを求め、本件請求文書の公開を求めているものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

２　本件決定の妥当性について

実施機関は、請求２から９までについて、当該請求に係る文書を、別表の「請求の趣旨に合致すると解される文書」欄に示すものと解釈した上で、当該文書を保有していないとして本件決定を行った。実施機関は、本件決定に当たり文書不存在の理由を明らかにしていないため、当審査会において確認したところ、全て作成する必要のないものであって作成していないとの説明があった。そこで、以下、請求ごとに検討する。

（１）請求２及び３について

請求２及び３は、実施機関によると、「情報提供」及び「公開されている資料」についての定義が示された文書が求められたものと解釈したとのことである。

当審査会において、審査請求人による本件業務に関する過去の情報公開請求事案に係る文書について実施機関から提供を受けこれを見分したところ、請求のうち既に公表されている文書を実施機関が情報提供により対応し、一部公開決定通知書に「情報提供（既に公開されている資料）」と記載しているものがあることが認められた。請求２及び３は、これを受けて、それらの語句の定義を示す文書の公開を求めているものと解される。

このことについて実施機関は、当審査会からの照会に対し、本件業務の担当課においては本件業務に必要なく、請求２及び３に係る文書を作成していない旨を説明している。

さらに、当審査会において、事務局職員をして実施機関における情報公開制度に関する例規、要綱その他内規について確認させたところ、これらの用語の定義を明示した文書は存在しないとのことであった。

以上のことから、請求２及び３に係る文書を保有していないとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

したがって、請求２及び３に対し、実施機関が行った決定は妥当である。

（２）請求４から９までについて

請求４から９までは、実施機関が本件業務を民間事業者に業務委託した際の、県別及びサイズ別の配送単価の明細（以下「配送単価明細」という。）を保有していないことを前提とし、保有していないことに関連する文書の公開を求めているものと解される。

このことについて実施機関は、配送単価明細が記録された文書（以下「単価記録文書」という。）を保有しており、審査請求人からの本件業務に関する過去の情報公開請求に対し、その存在を認めた上で当該部分を非公開とし、一部公開決定しているので、本件請求は審査請求人の誤解に基づくものであると主張する。

さらに実施機関は、当審査会からの照会に対し、請求４から９までに係る文書は本件業務遂行上必要がないため、作成していないと説明している。

そこで、当審査会において、当該過去の情報公開請求に対する一部公開決定通知書及び一部公開された文書について実施機関から提供を受けこれを見分したところ、当該一部公開された文書に配送単価明細が記録され、実施機関が単価記録文書を保有していることが認められた。よって、これを保有していないことを前提とする請求４から９までに係る文書が作成されていないことには疑いの余地がない。

したがって、請求４から９に対し、実施機関が行った決定は妥当である。

３　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

４　付言

（１）公開請求への対応について

本件請求は、情報公開請求の形式をとっているものの、請求書に記載された請求の内容が不明確であり、具体的にどのような文書の公開を求めているのかが判然としないものであった。中でも、請求４から９までについては、事実関係に齟齬のある請求であったと考えられ、請求を受け付けた段階で請求者に対して適切な説明を行い、その趣旨を確認しなければ、当該齟齬の解消が果たされず、請求内容が明確にならないものと認められる。

実施機関は、条例第８条第２項の規定に基づき、参考となる情報を提供しながら請求書の補正を求め、公開請求の趣旨及び内容を確認し、公開請求の対象となる文書を明確にした上で、公開決定等を行うべきである。

（２）審査請求への対応について

本件審査請求は、審査請求の形式をとっているものの、審査請求書に記載された審査請求の理由が不明確であり、どのような権利利益の救済を求めているのかが判然としないものであった。

したがって、審査請求書に記載されている審査請求の趣旨及び理由が不明確である場合、審査庁は、行政不服審査法第２３条の規定に基づく補正命令を行うことにより、審査請求の趣旨及び理由を明確にするべきである。

第６　審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和　７年　４月１７日	実施機関の諮問書を受理
令和　８年１０月　７日	審査会開催（第１回）
令和　８年１１月　４日	審査会開催（第２回）

（第１部会）

委員　松永仁、委員　岩嵜勝成、委員　菅原真優美

別表

請求	請求の内容	請求の趣旨に合致すると解される文書	決定	公開文書
1	落札業者より提出受理した単価見積り明細黒塗りマーキングしてもいいというルール	―	公開	新潟市情報公開条例
2	情報提供とはルールがあるのか	市が実施する情報提供に関し、この「情報提供」について定義が示された文書	非公開 （文書不存在）	―
3	公開されている資料とはどのようなことをいうのか	市が公開する資料に関し、この「資料」について定義が示された文書	非公開 （文書不存在）	―
4	落札業者の単価明細県別、サイズ別非公開（不存在）文書を保有していないという誰が認めたのか指示したのか何故非公開なのか	単価明細に関し、文書不存在と認めた者・指示した者が誰かを示す文書	非公開 （文書不存在）	―
5	単価明細なくとも所管課は保有していないと、まちがいないか	単価明細書に関し、所管課が保有していないことを間違いないと示す文書	非公開 （文書不存在）	―
6	明細なくして契約はできるのか、ルール	契約締結にあたり、明細書の要否を明示した文書	非公開 （文書不存在）	―
7	単価明細は落札業者しか保有してないから所管課は文書を保有してないという。だから非公開というルール	単価明細を市が保有していないことについて、非公開としてよいことを明示した文書	非公開 （文書不存在）	―

8	非公開（不存在）で文書保存してないというが、文書が存在したら誰の責任なのかルールの開示	文書不存在により非公開決定とした文書について、追って文書が存在する事実が生じた場合に、非公開決定とした責任の所在を明示した文書	非公開 （文書不存在）	―
9	見積契約明細単価は受理しなくてもいいのか受理したのか紛失したのか	見積り契約明細単価について、市が受理もしくは紛失したことを明示する文書	非公開 （文書不存在）	―